

ゆうちょ銀行・郵便局の取扱局指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合、当市の金融機関として指定する必要があります。

「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記入のうえ、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局へご提出ください。

既に指定されているゆうちょ銀行・郵便局は引き続き利用できます。

ただし、ゆうちょ銀行・郵便局名の改称等があった場合には、改めて「指定通知書」の提出が必要になります。

～ 重要なお知らせ ～

平成 27 年度より口座番号が「00950-7-960267」に変更となっているため、私製承認されている納付書につきましては口座番号を変更してください。

また、現在利用されているゆうちょ銀行・郵便局へ右記の指定通知書の提出も併せてお願いいたします。

(注意) 指定通知書を提出しても近畿 2 府 4 県を含め全国すべてのゆうちょ銀行各店および各郵便局で納付書を使用しての公金の納付をされる場合は、手数料がかかりますのでご注意ください。(令和 8 年 4 月 1 日から)

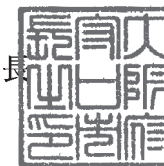
(キリトリセン)

年 月 日

____郵便局長 殿

大阪府守口市長

ゆうちょ銀行____店長 殿



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第 3 2 1 条の 5 第 4 項の規定により、当市の市
府民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたから通知します。

1 認可または認証番号	貯業 2 第 2 3 5 号
1 口 座 番 号	0 0 9 5 0 - 7 - 9 6 0 2 6 7 番
1 加 入 者 の 名 称	守口市会計管理者
1 取 り ま と め 局	〒539-8794 大阪貯金事務センター ⑧

〈市府民税の特別徴収に係る納入取扱いについて〉

上記指定通知書に記載のとおり、貴局を当市の市税取扱局に指定いたしましたので、よろしくお願いいたします。